



空家等対策の推進に関する 特別措置法の一部を改正する法律が 令和5年12月13日より施行されました。

空き家は放置せず、「**仕舞う**」・「**活かす**」で住みよい街に。
除却 活用

特定空家に加えて管理不全空家も指導・勧告の対象となりました。



管理不全空家

窓や壁が破損して
いるなど、管理が
不十分な状態。



特定空家

そのまま放置する
と倒壊等の恐れが
ある状態。



市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと
固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

空き家対策に関する情報は
ホームページをご覧ください。



空き家対策 国土交通省



国土交通省

除却

老朽危険空家等の除却補助について

対象は以下の要件を全て満たす物件です

- 木造の空き家（概ね1年以上使用していない）
- 登記簿等で住宅であることが確認できるもの
- ※倉庫や納屋などは対象外となります。**
- 市が調査を行い老朽危険空家等と判定したもの
- 周辺住環境を悪化させていると認められるもの
- 建設業法の許可または建設リサイクル法の解体
工事業者登録のある市内業者が施工すること

補助率 **4/10**
(上限 **50万円**)

交付の条件など

- ・家財道具や地下埋設物の処分費等は対象外です。
- ・交付決定前に工事契約や着工は
できません。
- ・市の予算の範囲内で実施します
ので、予定件数に達した場合は
受付終了となります。

調査申込書のダウン
ロードはこちら↓



活用

空き家バンクに登録しませんか？

空き家バンクの登録基準

- 土地や建物の相続登記が正しくされている
(予定である) こと
- 隣接地との境界がはっきりしていること
- 適正に管理され、良好な管理状態であること
- すでに不動産会社と専任媒介契約等を結んで
いないこと …など

「対象となりません」
の間違いです

物件募集中！

現在登録している物件は白杵市の
ホームページでご覧いただけます。
※R5年2月より360度カメラによる
バーチャル内覧を始めました！



★空き家バンクのお問合せは
地域力創生課 (0972-86-2733) へ

